

企画競争説明書

業務名称： スリランカ国農薬・肥料安全・適正利用促進プロジェクト（計画フェーズ）

案件番号： 19a01008

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2020年 1月 8日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年 1月 8日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：スリランカ国農業・肥料安全・適正利用促進プロジェクト（計画フェーズ）
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款難型：
 - () 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
 - (○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2020年 3月 ～ 2020年10月

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

【担当課、担当者氏名及びメールアドレス】

契約第1課 木戸 正巳／清水川 佳菜

Kido.Masami@jica.go.jp

Shimizukawa.Kana@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

- (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
 - 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
 - 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
具体的には、以下のとおり取扱います。
 - ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
 - ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
 - ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
 - ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。
- (2) 積極的資格要件
当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。
- 1) 全省庁統一資格
令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。
 - 2) 日本登記法人
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- (3) 利益相反の排除
利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。
具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。
(例：特定の排除者はありません。)
- (4) 共同企業体の結成の可否
共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。
共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。
また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。
- (5) 競争参加資格要件の確認
競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2020年 1月15日（水） 12時
- (2) 提出先・場所：上記4. 窓口
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。
注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2020年 1月20日（月）までに当機構ホームページ上に行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2020年 1月24日（金） 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参
注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。
注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。
- (3) 提出先・場所：上記4. 窓口
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部
見積書 正1部 写 1部
- (5) プロポーザルの無効
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
 - 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
 - 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
 - 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
 - 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
 - 5) 虚偽の内容が記載されているとき
 - 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書
本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
 - 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
 - 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
なし
 - 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - a) 技術研修費（国内研修費）： 1,000 千円
 - 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨 LKR1=0.61008 円
 - b) US\$ 1 =109.428 円
 - c) EUR 1 =121.326 円
 - 5) その他留意事項
なし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／キャパシティアセスメント
 - b) 食の安全

- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 7M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2020年2月18日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

- 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当

する場合には、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1 1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後 2 週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場

合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
 - 1) 類似業務の経験
注) 類似業務：キャパシティアセスメント及び農薬・肥料管理に係る各種業務
 - 2) 業務実施上のバックアップ体制等
 - 3) その他参考となる情報
- (2) 業務の実施方針等
 - 1) 業務実施の基本方針
 - 2) 業務実施の方法
 - 1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下として下さい。
 - 3) 作業計画
 - 4) 要員計画
 - 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
 - 6) 現地業務に必要な資機材
 - 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
 - 8) その他
- (3) 業務従事予定者の経験、能力
 - 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／キャパシティアセスメント
- 食の安全
-

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／キャパシティアセスメント）】

- a) 類似業務経験の分野：キャパシティアセスメントに係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：スリランカ及び全途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 食の安全】

- a) 類似業務経験の分野：食の安全（特に農薬・肥料管理）に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：スリランカ及び全途上国
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

- (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- | |
|---|
| <p>注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。</p> <p>注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。</p> <p>注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。</p> <p>注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。</p> <p>注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。</p> <p>注6) 通訳団員については、補強を認めます。</p> |
|---|

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者のみ	
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／キャパシティアセスメント	(32.00)	
ア) 類似業務の経験	12.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	
オ) その他学位、資格等	4.00	
② 副業務主任者の経験・能力： 副業務主任者／キャパシティアセスメント	()	
ア) 類似業務の経験	-	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	-	
エ) 業務主任者等としての経験	-	
オ) その他学位、資格等	-	
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(8.00)	
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	
イ) 業務管理体制	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 食の安全	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	

別添

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：2020年 2月5日（水） 14：00～
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施場所：当機構本部（麹町） 208会議室
3. 実施方法：
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
 - （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
 - a) 電話会議
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
 - b) Skype等のインターネット環境を使用する会議
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所の JICA-Net の使用は認めません。

以 上

第3 特記仕様書案

1. プロジェクトの背景

スリランカ民主社会主義共和国（以下、「スリランカ」）はインド洋に位置する人口2,167万人（世界銀行、2018年）の島国である。一人当たりの国民総所得（GNI）は4,060USD（世界銀行、2019年）であり、中進国に分類される（>3,996USD）。近年、スリランカのGDPに占める農林水産業の割合は低下傾向にあり、2018年は7.0%¹となっているが、輸入額・量に占める農作物の割合は増加しており、2017年に政府が発表した「Public Investment Programme (2017-2020)」では、①輸入代替による食料自給率の向上、②国際競争力のある農産物の輸出促進を開発課題として挙げている。農業セクターの国内経済への貢献度は年々低下しているが、農業は依然として地域格差是正と地域経済の安定化の観点から重要であり、特に北部・東部地域を中心とした乾燥地域における農業生産性・収益性の向上により都市部を中心とした消費地への食糧供給の安定化・食糧輸入の削減が期待される。

同国では、2015年に慢性腎臓病で入院した患者数が約3万人（うち死者約2000人）²にのぼり、一刻も早い対策を求められている政府は、原因として疑いが強いとされている農薬・化学肥料過剰使用の対策に乗り出し、化学肥料助成制度の改革と除草剤成分グリホサートの輸入禁止という二つの政策が実行に移された。また、化学肥料助成金は農業省予算の8割程度を占め³、スリランカの輸入額の1%近く⁴を化学肥料が占めるなど、国家財政・経済の大きな負担となっていたことも、改革の背景にある。

JICAは（1）食の安全・品質向上、（2）気候変動対策、（3）生産性・収益性向上のため協力を検討するとしている。上記方針のもと、JICAは2015年⁵、2016年⁶、2019年と三度にわたって食の安全・品質向上に関する情報収集調査を行った。また、現地国内研修「肥料利用適正化プロジェクト」（2006-2009年）、「認証野菜種子生産システム強化プロジェクト」（2012-2017年）、フォローアップ協力「植物検疫所フォローアップ協力」（2016-2018年）を実施した。さらに「農業アドバイザー」（2015-2018年）を派遣し、スリランカ国内における農業生産工程管理（GAP）に関する技術的支援を実施しGAP促進のための戦略形成と必要な課題の特定を行った。

¹ Department of Census and Statistics-Sri Lanka, “NATIONAL ACCOUNTS OF SRI LANKA 1ST QUARTER OF 2018” (Government of Sri Lanka)

² Ministry of Health, Nutrition and Indigenous Medicine “Annual Health Bulletin 2015” (Government of Sri Lanka: Sri Jayawardenepura Kotte, 2017).

³ 農業省の2016年度支出合計Rs. 62,926,512のうち、化学肥料補助金制度に使われたのはRs. 49,659,580で、全体の78.9%を占めた。出典：Ministry of Finance “Budget Estimates 2017” (MOF: Colombo, 2017)

⁴ 2016年総輸入額194億米ドル中、肥料は1.37億米ドル0.7%を占めた。Central Bank of Sri Lanka “Annual Report 2016” (Central Bank of Sri Lanka: Colombo, 2017)

⁵ Japan International Cooperation Agency “Data Collection Survey on Appropriate Fertilizer and Pesticide Usage for Crop Diversification in Sri Lanka” (JICA: Colombo, 2016)

⁶ Japan International Cooperation Agency and Uva Wellassa University of Sri Lanka “Study on Usage of Agrochemicals and Chemical Fertilizers in Vegetable Cultivation of Badulla District” (JICA: Colombo, 2017)

JICAはこうした状況を踏まえ、同国に対し、様々な案件を通じて農薬・化学肥料の適正利用に関する支援を行ってきたが、食の安全に係る潜在的な課題は未だ山積しており、また労働安全衛生、農薬登録・管理、肥料適正利用、農業普及等多岐にわたることを2019年実施の情報収集確認調査によって確認した。上記課題の包括的な解決が求められる中、当該分野のキャパシティ強化を目的に先方政府より本技術協力要請が出された。本事業では上記の多岐にわたる要請内容の内、同国のキャパシティを考慮しつつ、優先度が高くかつ本邦技術協力により解決可能な課題を確認し、実施していくことを先方政府と合意している。

2. プロジェクトの概要（本プロジェクトでは二段階計画策定方式⁷を採用）

（1）プロジェクト名

農薬・肥料安全・適正利用促進プロジェクト

（2）上位目標

農家の労働安全衛生が向上し、農薬や化学肥料の過剰使用による環境・健康への影響の軽減及び長期的な食品安全と輸出創出を図る。

（3）プロジェクト目標

農薬・化学肥料の安全・適正利用促進のための関係機関のキャパシティが強化される。

（4）期待される成果

【計画（第1）フェーズ⁸】

成果1：農薬・化学肥料の適正使用促進にかかわる関係機関のキャパシティが評価される。

成果2：評価結果に基づき、農薬・化学肥料の適正使用促進のための包括的アクションプラン⁹及びパイロット地域でのアクションプラン¹⁰が策定される。

【実施（第2）フェーズ】

成果3：パイロット地域でのアクションプランが実践される。

成果4：パイロット地域でのアクションプランの実践を通じて得た経験や知識が包括的アクションプランに反映される。

（5）活動

【成果1に関する活動】

活動1-1. 農薬・肥料の安全・適正利用に関わるステークホルダー¹¹を特定す

⁷ 二段階計画策定方式とは、基本計画のみを確定した段階で迅速に協力を開始し、協力開始後に詳細計画を策定（第一段階）し、本格活動を開始（第二段階）する計画策定方式。

⁸ プロジェクト二段階計画策定方式の内、第一段階の計画策定を行う。

⁹ 作成される2種類のアクションプランの内、農薬・肥料の安全・適正利用に関する特定課題に対する分野横断的かつ中長期的な取り組みを示したアクションプランを指す。

¹⁰ 上記（注9）の包括的アクションプランの一部として、本プロジェクトの実施フェーズにおいて、プロジェクトが取り組む内容を示したアクションプランを指す。

¹¹ 以後、ステークホルダーはアクションプランを実施する際に協力する産官学の関係者であり、実施機関である本省農業局と地方政府農業局の他、国レベル・パイロット地域ごとに協力関係者として選定されたものを指す。

る。

活動1-2. 日本、スリランカ、または他国での農薬・肥料の安全・適正利用に関する知識を共有する。

活動1-3. 参加型ワークショップを通じて、キャパシティ・アセスメントを実施する。

【成果2に関する活動】

活動2-1. 包括的アクションプランを作成する。

活動2-2. プロジェクト第二期に実施されるパイロット地域でのアクションプランを作成する。

※上記成果3及び4に関する活動は作成されたパイロット地域でのアクションプランに基づき、プロジェクト実施フェーズまでに作成される。

(6) 対象地域

スリランカ全土及びパイロット地域の5県（Nuwara-eliya県、Anuradhapura県、Mathale県、Badulla県、Puttalam県）

(7) 主な関係官庁・機関

実施機関：農業・地方経済・畜産開発・灌漑・漁業・水産資源開発省（以下、農業省とする。）農業局

協力機関：上記（6）対象地域に記載の5県（地方政府）農業局

(8) プロジェクト実施期間

2020年3月から2023年3月までとする。

なお、本プロジェクトは、第1フェーズ（約半年）と第2フェーズ（約2.5年）に分けて実施する。本業務は第1フェーズの業務のみの契約となる。

3. 業務の目的

第1フェーズに対応する本業務の目的は、実施機関自らがキャパシティ・アセスメント（以下、CAとする。）及び農薬・肥料の安全・適正利用促進に向けた行動計画（アクションプラン）を策定することに対し、技術支援及びファシリテーションをすることである。

4. 業務の範囲

本業務は、スリランカ政府と締結した協議議事録（以下、「R/D」）に基づいて実施される「農薬・肥料安全・適正利用促進プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 二段階計画策定方式の採用および業務の期間

本プロジェクトの要請内容は多岐にわたっており、各課題における技術ギャップや人員・予算体制が明確でないため、現時点でプロジェクトのスコープを設定することが困難である。そのため、本プロジェクトでは二段階計画策定方式を採用し、第1フェーズ終了後に改めて第2フェーズの活動内容及び投入を決定する予定である。本業務はプロジェクト期間のうち第1フェーズ（2020年3月から2020年9月まで）

を対象として実施する。

(2) 本業務のコンセプト

本業務のコンセプトは、ステークホルダーの「自らの気づき」に基づく農薬・肥料の安全・適正利用促進に向けたアクションプラン策定にある。この気づきを促すことを主な目的として、1) CA支援、2) アクションプラン作成支援、3) アクションプラン精緻化の為の関連政策・制度・知見の紹介、を行う。また、本業務においては食の安全に関する生産管理部分に特化する。詳細は以下の通り。

上記1) CA支援では、農薬・肥料の安全・適正利用の現状をステークホルダーが自ら分析し、その改善に向けた課題や各組織の役割の明確化を支援する。CAを通して、国全体及びパイロット地域（5県）において、各課題に対する各ステークホルダーの対応力や不足点が把握される。そしてその結果を基に、各課題の解決に向け各ステークホルダーがどのような役割と責任をもつのか、どのような外部支援が必要かなどを明らかにした上で、アクションプランの策定につなげることを企図している。事例として日本や第三国の農薬・肥料に関する食の安全の管理方法を本邦研修等を通じてスリランカ側に示し、それらの国とスリランカのキャパシティギャップを自ら気付くよう支援する。

本プロジェクトの場合、相手側政府機関が農業省本省と地方政府であり、ステークホルダーが席を共にしてCAを実施することで、産官学による農薬・肥料の安全・適正利用対策や農家への支援に係る各組織の役割や連携についての合意形成を促進することも必要である。

上記一連の活動において重要なのは、ステークホルダーによる「気づき」と「キャパシティ・課題の特定」というプロセスであり、このプロセスを促すのがコンサルタントの役割である。これなしには第2フェーズ及びプロジェクト終了後の主体的な活動が見込めない。このプロセス重視の支援をどのように展開するかについては、JICAとも随時相談すること。また、ステークホルダー間の議論の活性化を促すために、スリランカ以外の国における類似案件の教訓や好事例を適宜紹介すること。

CAの具体的な手法やその手法を用いる理由についてはプロポーザルにて提案すること。

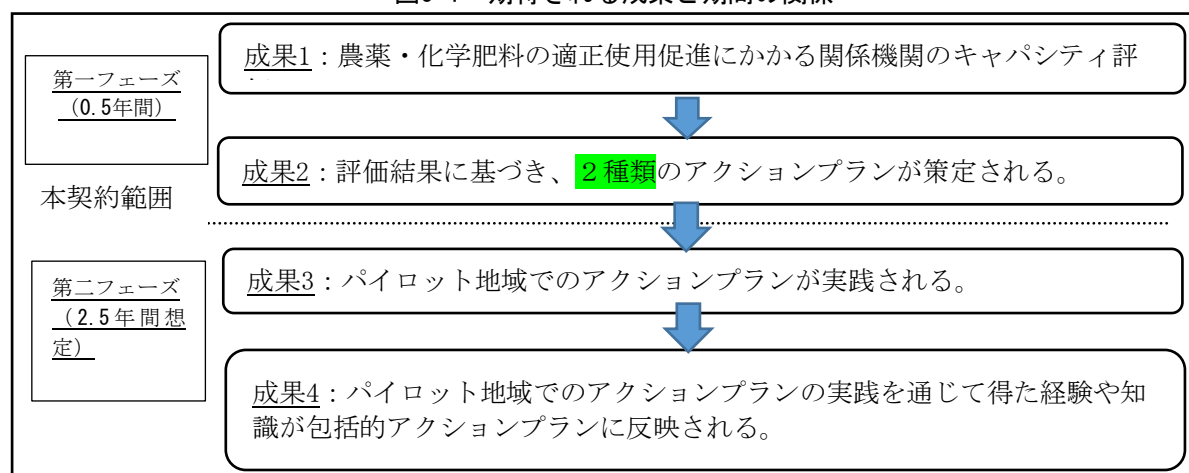
上記2) アクションプラン作成支援に関しては、CAから明らかになった課題の解決のため、長期的目標を掲げた国全体の包括的アクションプランを作成支援する。この「包括的アクションプラン」は他の援助機関や先方政府独自、あるいはステークホルダーによって実施されている関連分野のプロジェクトも含む。ここで農薬・肥料に関する課題の全体像と短期・中長期で実施すべき施策を抽出し、その中で、先方政府自身が行う活動と、技術支援や外部資金が必要な活動を特定し、本事業の第2フェーズで取り組むべき計画を明確にする。また、「包括的アクションプラン」の一部として、本事業の第2フェーズで行う「パイロット地域でのアクションプラン」も策定し、包括的アクションプランの一部を対象とした能力強化・技術移転する。

なお、「第4 4. 配布資料・公開資料」をもとに、現時点で想定されるアクションプラン、及びパイロット地域におけるモデル事業の概要を、仮説とともにプロポーザルにて提案すること。

上記3) アクションプラン精緻化の為の関連政策・制度・知見の紹介では、上記2) での包括的アクションプラン作成の参考として、日本における農薬・肥料・食の安全の分野における政策や制度、組織体制や基礎的な知識を共有するとともに、上記1) でのCAにより明確となった各課題とその優先度ならびに現状を踏まえながら、ステークホルダーが農薬・肥料の安全・適正利用に向けた包括的アクションプランを策定するのをファシリテーターとして支援する。その際は先方政府や他ドナーの同分野に対する支援状況を随時確認し、他の事業との関係性を明確にし、事業の戦略性向上に努めること。

なお、本業務後に予定している第2フェーズでは、第1フェーズでステークホルダーが作成したアクションプランに基づいて協力活動を実施し、プロジェクトステークホルダーのキャパシティ強化を目指すことになる。なお、パイロット地域において実施したアクションプランの成果は、各パイロット地域間で研修やパイロット地域活動の視察を通して、共有される計画である。プロジェクト全体の流れ、成果の関係は、下図「期待される成果と期間の関係」に示すとおりである。特に成果4ではCA手法を用いたアクションプランへの反映を事業マネジメントプロセスの一つとして、先方政府が自ら行えるようになることを目標とし、コンサルタントはあくまでファシリテーターとしての働きかけが期待される。また、2019年度に実施した、農業分野に係る情報収集確認調査報告書（配布資料）に農薬・肥料に関する現状と課題がまとめられているので、そちらも参照すること。

図5-1 期待される成果と期間の関係



(3) 実施体制

1) 合同調整委員会

合同調整委員会（以下、「JCC」）は、プロジェクト全般の最終的な意思決定や活動内容の共有を目的として設置し、委員長は農業省Secretaryが務める。

2) プロジェクトダイレクター、マネージャー、コーディネーター

プロジェクトダイレクターは、農業省農業局Director Generalが務め、JCC委員長の指示の下、プロジェクトの運営・実施全般に対する責務を負う。

プロジェクトマネージャーは、農業省農業局Additional Director Generalが務め、プロジェクトダイレクターの指示の下、定期的なプロジェクト管理や技術的な事項に対する責務を負う。

プロジェクトコーディネーターは、農業省農業局Assistant Director of Agricultureが務め、プロジェクトマネージャーの指示の下、日々の活動の調整・監理

を担う。

3) Project Team

Project Teamは、プロジェクト活動の実施の為に組織され、主に①月次ミーティング、②年次活動計画策定、③活動の実施とモニタリング、④半年ごとのプログレスレポートとモニタリングレポートとその提出、⑤活動に関する課題対策の精査を担う。プロジェクトダイレクターがProject Teamのリーダーを務め、マネージャー、コーディネーター、その他カウンターパート、日本人専門家がチームに加わる。その他カウンターパートとして、農薬登録、園芸研究開発、農業普及、種子登録、植物防疫、国家肥料計画に係る部局及び地方政府農業局がある。日頃のプロジェクト活動をモニタリングし、JCCにてその結果を報告する。

4) パイロット地域ステークホルダー

ステークホルダーは地方政府農業局を中心に各パイロット地域で特定され、組織される。各地域に特有の解決されるべき課題をベースライン調査で特定し、その解決に必要なステークホルダーを特定すること。

(4) パイロット地域及び対象作物

本事業では、農業省より以下5県がパイロット地域として挙げられている。ただし、これまで5県の政府関係者との協議や現地調査を行っていないため、本業務開始後、CAの過程で改めてスリランカ側との協議や現地調査を踏まえ、対象とするパイロット地域や対象作物を決定する。なお、第1フェーズの結果を踏まえた実施可能性を考慮し、第2フェーズでのパイロット県の絞り込みも検討する。以下が、農業省が考える5県選定理由（特徴）と、各々の対象作物である。

1) Nuwara-eliya

理由：高付加価値作物の集約的農業を行っており、農薬と肥料の過剰散布が行われている。

対象作物：キャベツ、ニンジン、リーキ、ビートルート、イモ

2) Anuradhapura

理由：同国において最大の乾燥地帯であり、多様な作物栽培が行われている。

対象作物：トウガラシ、ニガウリ、ヘビウリ、ヘチマ、グアバ、マンゴー、スイカ、パパイヤ

3) Mathale

理由：中程度の乾燥地帯で、低標高地域野菜の栽培が盛んに行われている。

対象作物：トマト、キャベツ、ニガウリ、ヘビウリ、ヘチマ

4) Badulla

理由：中程度の高標高地域でイモ類を始めとする作物栽培が盛んにおこなわれており、肥料や農薬の多投入地域である。

対象作物：マメ類、トマト、ニンジン、リーキ、イモ

5) Puttalam

理由：低標高湿地帯であり、砂質土での集約的農業が行われている。

対象作物：キャベツ、パプリカ、ビートルート、ニガウリ、ヘビウリ、ヘチマ、グアバ、パパイヤ

(5) 他ドナーとの連携

本事業に関連する他ドナー支援による関連事業（KOICA、EU、世銀、IFAD、中国等）の支援内容を確認する。特に本事業との親和性が高いKOICAとEUが支援する以下事

業について、連携可能性を検討する。

【KOICA新規案件】

KOICAが2019年度より実施予定の「Modernization of Plant Quarantine Service in Sri Lanka」において、主には空港・コロンボ港の検疫局機材供与・能力強化を行う予定だが、GAPの改良及び普及マニュアルの作成につき来年以降から実施を予定しており、プロジェクト中に必要な情報入手、本プロジェクトとのデマケ及び連携可能性の確認を行う。

【EU新規案件】

輸出向けオーガニック野菜の生産やより安全な野菜・市場を意識したバリューチェーンの強化に向けた新規取り組み（2020年開始予定）を検討しており、本プロジェクトとのデマケ及び連携可能性を確認する。

(6) PDM及びP0の見直し及びJICA詳細計画策定調査団への情報提供等

計画（第1）フェーズの実施プロセスを通じ、C/Pとともに実施（第2）フェーズに係るPDM及びP0をアクションプランを反映した内容に修正し、JICA詳細計画策定調査団に提案する。

(7) 本邦研修

本プロジェクトでは、フェーズ1の期間中に1回、技術移転の一環として本邦研修を実施予定である。コンサルタントは、C/Pと協議しつつ、研修対象者の人選（15名程度を想定、内、準高級扱い数名程度）、研修内容の検討、講師の選定、日程の調整（10日間程度を想定）等を行うとともに、研修に同行して実施監理を担う。また、研修で達成する成果に加えて、講義・視察内容、行程等の具体的な研修内容をまとめて、事前にJICAに提出し、協議すること。

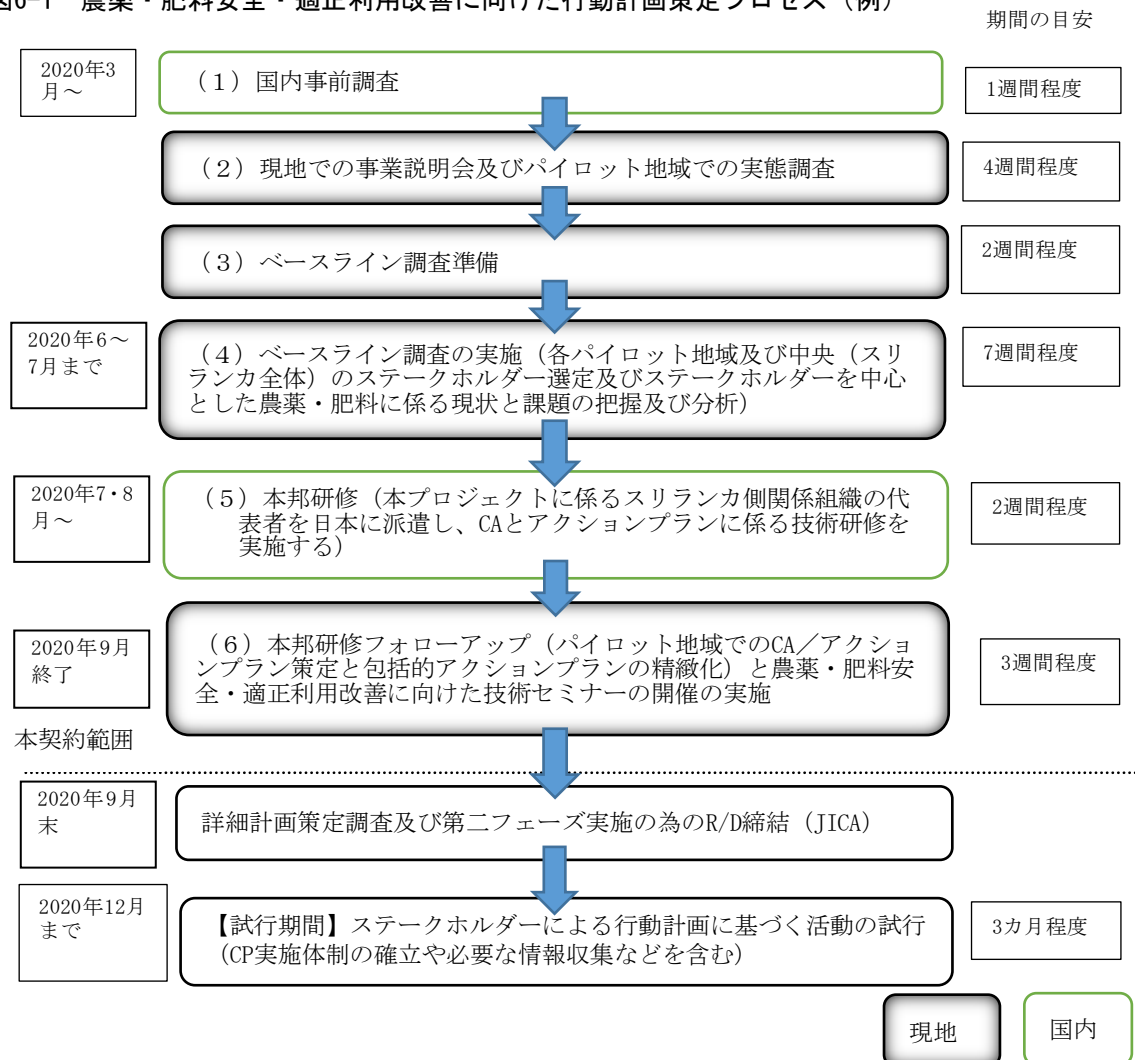
(8) 広報・啓発活動

本協力の意義、活動内容とその成果がスリランカ及び我が国の国民に正しく理解されるよう、スリランカ側関係機関とともに効果的な広報に努める。特に消費者に対し、食の安全に対する意識向上を図ることは本プロジェクトでの重要事項と先方政府も認識しており、第二フェーズでのアクションプランでの活動内容に沿った広報手法を先方政府農業省と協議し、JICAに提案すること。

6. 業務の内容

以下に、本業務で想定している業務内容と流れ（図6-1参照）を示す。コンサルタントは、5. 実施方針・留意事項を勘案し、本業務の効果的かつ効率的な実施内容と工程をプロポーザルにて具体的に提案すること。

図6-1 農薬・肥料安全・適正利用改善に向けた行動計画策定プロセス（例）



(1) 国内事前調査

スリランカの国家レベルおよびセクターレベルの開発政策・戦略の内容把握、農薬・肥料に関する政策等の内容の確認を行う。ここから開発政策の方向性を捉え、開発課題の全体像とそれに対する取り組み状況を把握する。（上記からCAの全体目標を俯瞰することを企図する。）

(2) 現地での事業説明会及びパイロット地域での実態調査

プロジェクト開始に伴い、先方政府農業省農業局とのプロジェクト全体の進め方、及び第一フェーズ実施方針についての協議を行う。

各パイロット地域での事業説明会ではプロジェクト全体の説明や、プロジェクト関係者や協力機関の確認も行う。実態調査では、各パイロット地域での農薬・肥料利用の現状・課題に関する情報収集を行う。

(3) ベースライン調査準備

上記(2)の結果整理及び、ベースライン調査の実施方針について農業局と協議

し、決定する。

(4) ベースライン調査（現状分析）の実施

基本的には農薬・肥料の安全・適正利用のステークホルダー、必要な成果、キャパシティの特定とそのキャパシティの現状把握と重点的に強化すべきキャパシティの把握を行う。上記事項を国レベル及び各パイロット地域で行う。

具体的には、ステークホルダー特定の為に関係者分析（国レベル及び各パイロット地域）実施し、ステークホルダーミーティングを開催する。このミーティングは国レベル（本省農業局が主催）と各パイロット地域で実施する。

本プロジェクトでは、第一フェーズの段階から「自助努力の側面的支援」に基づいた技術協力を実施することが前提、すなわち本ベースライン調査にかかる各種情報収集や分析においても基本的には先方カウンターパートが中心になって実施し、それを技術支援することが望ましいため、現地再委託は想定していない。なお、ほとんどの農家や普及員とのコミュニケーションはシンハラ語とならざるを得ないので、同言語による調査を前提に準備する。

(5) 本邦研修（本プロジェクトに係るスリランカ側関係組織の代表者を日本に派遣し、CAとアクションプランに係る技術研修を実施する）

農業省農業局の各分野代表、地方政府農業局（5県）及びステークホルダーの代表者（計15名程度を想定）を対象とする本邦研修を実施する。農薬、肥料、食の安全にかかる政策・制度の理解、農薬や化学肥料の登録・管理・普及、病虫害対策等の現場の視察などを通じた知見の習得を目指す。コンサルタントは、研修参加者がこの視察を通して自国とのキャパシティギャップを把握できるようファシリテートする。また本研修内のCA基礎研修の受講とCAの実施、さらに包括的アクションプランの作成を行う。

なお、研修中はJICA本部及び農林水産省関係部局からも参加する予定であり、一連の内容、流れ、要点などは事前にJICAと確認すること。

(6) 本邦研修フォローアップ（パイロット地域でのCA／アクションプラン策定と包括的アクションプランの精緻化）と農薬・肥料安全・適正利用改善に関する技術セミナーの開催

本邦研修のフォローアップとして、国レベルでの包括的アクションプランの見直し、精緻化を行うために、中央（政府）でのステークホルダーミーティングを開催する。また、精緻化された包括的アクションプランに基づき、各パイロット地域にてステークホルダーを巻き込んだCA並びにパイロット地域でのアクションプランの策定の支援を行う。フォローアップでは、本邦研修に参加した代表者の成果発表や、彼ら主導のCAを行う。なおそのアクションプランで活動実施上の各ステークホルダーの役割と責任ならびにインプットが明確になるよう留意する。

また、中央及びパイロット地域レベルのステークホルダーに対して、農薬・肥料安全・適正利用改善に関する技術セミナーを開催し、ステークホルダーの農薬・肥料の利用改善への知識を深める。実施方法は各パイロット地域、及びコロomboにて数回程度の実施を想定しているが、これについてもプロポーザルにて提案すること。

ステークホルダーは、以下に示すプロセスに沿ってアクションプランを策定する、というのが現時点での想定である。また、最終的には下記のような体裁の工程表が完

成することを想定している。

- ① PDMの成果と活動を詳細化する
- ② 各活動をどの組織が担うか、役割分担を明確化する
- ③ どのようなJICAからの支援が必要かをリストアップする

※(6)の活動でアクションプランと工程表が完成した後、9月以降約3か月間を試行期間として設定し、ステークホルダーが自ら活動(技術支援なく出来る活動)を実施する予定である。この試行期間中、コンサルタントの介入は行わないが、この試行期間があることに留意し、ステークホルダー自らが行動できるよう考慮したアクションプラン策定支援を意識する。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

また、第三者が著作権を有する資料を文中で参照する場合には、受注者が当該資料の著作権にかかる交渉を行う。

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後10日以内

部数：和文3部(簡易製本)

2) モニタリングシート(CP機関と合同で作成)

記載事項：活動の進捗(投入、成果等)、活動計画・内容の変更(計画に対する進捗程度、変更点等)を記載。なお、案件開始時には、R/Dに添付されたPDM、POを基にモニタリングシートVer.1を作成。

提出時期：案件開始時点含む6か月毎。

部数：英文5部

3) 業務実施報告書

業務全体の調査結果、業務務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

① 最終報告書の概要

② 行動計画

③ 活動内容(調査)

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

④ 活動内容(技術移転)

現地におけるセミナー・研修、本邦研修を含めて、業務の中で実施した技術移転の活動及び効果について記述。

⑤ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓(技術移転の工夫、調査体制等)

⑥ 第2フェーズの活動に対する提言

(添付資料)

a) 業務フローチャート

b) 業務人月表

- c) モニタリングシート
- d) 研修員受入れ実績
- e) 調査用資機材実績（引渡リスト含む）
- f) 合同調整委員会議事録等
- g) その他調査活動実績

提出時期：業務終了時

部 数：和文3部（簡易製本）、英文3部（①最終報告の概要のみ）

（2）議事録等

スリランカ側と行う重要な協議（ステークホルダーミーティング等）や、JICAとの各種協議については、概要を議事録に取りまとめ、JICAに速やかに提出する。

（3）研修人数

スリランカ国内外で研修、セミナー、ワークショップ等で能力強化をおこなった人数を本業務終了時にJICAに報告する。

（4）現地作業報告

本業務は、JICA事務所の所在するコロンボから離れた州での活動が大半となる。このため、現地作業の進捗及び課題などについては、JICAスリランカ事務所、農村開発部とより緊密に報告・相談しながら進めることとする。

（5）その他

上記提出物の他、JICAが必要と認め、書面により報告を求める場合には、これを速やかに提出する。

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程

本業務は、2020年3月から2020年10月までの実施を想定している。

第3 業務の目的・内容に関する事項の6. (6) 図6-1を参照のこと。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成 (案)

(1) 業務量の目安

合計 約12M/M

(2) 業務従事者の構成 (案)

業務従事者の構成分野 (案) を以下に示す。

業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに記載すること。

1) 業務主任者／キャパシティアセスメント (2号)

2) 食の安全 (3号)

3) 農業普及

3. 相手国の便宜供与

(1) カウンターパートの配置

- ・プロジェクトダイレクター (農業局長)
- ・プロジェクトマネージャー (農業局次長)

(2) フルタイムカウンターパート (農業局) の配置

- ・プロジェクトコーディネーター (農業局アシスタントディレクター)
- ・プロジェクトチームメンバー (農薬登録、園芸研究開発、農業普及、種子登録、植物防疫、国家肥料計画に係る部局及び地方政府農業局)

(3) プロジェクト事務所の提供

デスク、椅子、エアコン等の基本的な家財道具配備

(4) カウンターパート資金

C/Pの出張費、活動費など

4. 配布資料・公開資料

【配布資料】

- ・農薬・肥料の安全・適正利用促進プロジェクト R/D

【公開資料】

- ・認証野菜種子生産システム強化プロジェクト
(<https://www.jica.go.jp/project/srilanka/005/outline/index.html>)
- ・スリランカ国農業分野に係る情報収集確認調査報告書

(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12326260.pdf>)

5. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。なお、機材の調達は「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン」に則って行うこととする。

6. 現地再委託

現地再委託を行うことが適当と考えられる調査については、理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、ベースライン調査は現地再委託を想定していない。

現地再委託にあたっては「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、受託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。なお、これにかかる費用は本見積とする。

7. その他留意事項

（1）複数年度契約

本業務に関しては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度に跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

（2）安全対策

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAスリランカ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。

JICA安全対策措置（スリランカ）に準じ、活動計画（日時、活動場所、宿舎、緊急連絡先を記載。プロジェクト活動の中心地はキャンディであるが、コロンボ圏外での活動があれば移動経路も含む）を作成し、JICA スリランカ事務所に同計画を渡航10日前までに送付する。（2019年11月時点）

（3）不正腐敗防止

「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）の趣旨を念頭に本業務を実施すること。なお、疑義事項が生じた場合には、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上